

《論 文》

自賠償後遺障害等級表における 外貌醜状障害男女格差の改正 —交通事故損害賠償実務への影響—

豊 田 正 明

一 はじめに

周知のとおり、京都地裁における平成22年5月27日の判決¹により、労災後遺障害等級表（以下、労災等級表と略す）における外貌醜状障害²男女格差が違憲であると判断され、国側は控訴せずに当該判決が確定した。これを受けて、所管の厚生労働省は労災等級表の外貌醜状障害の男女格差にかかわる部分を改正し、平成23年2月1日から施行されるに至っている。

自賠償後遺障害等級表（以下、自賠償等級表と略す）は労災等級表と同じ内容を有することから、所管の国土交通省もこれを受けて自賠償等級表における当該部分を改正し、労災等級表と同様の規定内容にしたうえで、平成23年6月2日から施行されるに至っている。

これらはいずれも平成22年6月10日（前記京都地裁判決確定の前日）以降に発生した事故に適用されることになる。

これら労災等級表及び自賠償等級表のいずれもが保険金請求に係る基準であることは言うまでもないが、實際上、後者にあつては、保険金支払い基準となるだけでなく、とくに交通事故民事損害賠償算定に際してもその内容が影響を及ぼすことになるのである。

そこで、自賠償等級表の外貌醜状障害における男女格差部分が改正され

たことにより実際に交通事故損害賠償実務に影響があるのか、影響があるとしたならばそれはどの損害費目に対してかを考察してみたいと考える。そろそろ改正後の等級表が適用される事故に関する判決が出てくるころであるが、想定される問題点を踏まえながら、どのように取り扱われるべきかを検討したいと考える。

二 問題の所在

交通事故により被害にあった被害者は、生じた損害につき加害者等に対して賠償請求をすることができる（民法709条、自賠法3条等）。

加害者に対して不法行為により直接損害賠償請求ができるのはいうまでもないが、自動車などの車両による事故の場合、自動車には大抵自賠責保険が付保されている³ことから、被害者はさらにこれに基づいて自賠責保険会社に対して直接保険金を請求することができる（自賠法16条）。この自賠責保険は生命・身体に対する損害である人身損害しか保険金給付の対象に⁴していないが、本稿で対象としている外貌醜状障害は後遺障害に関わる人身損害に該当することから、保険金支払いの対象となっている。

被害者が自賠責保険金を請求するにあたり、後遺障害に関わる損害にあつては、自己の後遺障害が自賠責等級表所定の等級に該当するか否か、該当するなら何級に該当するのかを損害保険料率算出機構（料率機構）で事前に認定してもらう必要がある。その認定に基づいて等級所定の保険金が支払われるシステムとなっている。

外貌醜状障害も後遺障害であるから、自賠責保険金給付の対象となるものである。ここでいう外貌醜状障害の外貌とは、頭部、顔面部、頸部のように、上肢及び下肢以外の日常露出する部分を指し、醜状とは他人をして醜いと思わせる程度、すなわち人目につく程度以上の傷が残った状態をいう。外貌醜状障害は等級表上、「著しい醜状」と単なる「醜状」とに分けられている。

前者の「著しい醜状」とは、頭部では手のひら大（指の部分は含まず。以下同じ）以上の癍痕が残った場合、または頭蓋骨に手のひら大以上の欠損が残った場合、顔面部では、鶏卵大面以上の癍痕、長さ5 cm以上の線状痕、または10円硬貨大以上の組織陥没（窪み）が残った場合をいう。

後者の「単なる醜状障害」は、頭部では鶏卵大以上の癍痕が残った場合、または頭蓋骨に鶏卵大面以上の欠損が残った場合、顔面部では、10円硬貨大以上の癍痕長さ3 cm以上の線状痕が残った場合、頸部では、鶏卵大面以上の癍痕が残った場合をいう。

今回の改正がなされる前は、この自賠償等級表において、外貌醜状障害に関しては、著しい外貌醜状障害につき女性が7級12号・男性が12級14号、単なる外貌醜状障害に関しては女性が12級15号・男性が14級10号と、性別により等級に差があった。とくに著しい外貌醜状障害については5級もの格差があり、これにより保険金額にも当然格差が生じていた。なお、男子の著しい外貌醜状障害は12級14号に該当するのが原則であるが、男子のほとんど顔面全域にわたる癍痕で人に嫌悪の感をいだかせる程度ものについては等級認定に際して第7級12号を準用することとされていた。

自賠償等級表は、既にあった労災等級表に準拠して設定されたものであり、労災等級表は70年以上、自賠償等級表は60年以上前に制定されたものであって、その間それぞれ何度か部分的に改正を受けており、今日では等級番号が若干異なる部分もあるが、外貌醜状障害に関する規定についても今回の改正前後を通じて労災等級表と全く同一の内容を有している⁵。

昨年、労災等級表、自賠償等級表と立て続けに外貌醜状障害に関わる部分が改正され、労災・自賠償ともに保険金給付における男女格差はなくなった。しかしながら、交通事故損害賠償実務においても外貌醜状障害に関する男女格差がなくなるのかについては甚だ不透明で疑問が残るといってよいだろう。

三 京都地裁平成22年5月27日判決（労災等級表違憲判決）

前述したように、京都地裁において労災等級表における外貌醜状障害の男女格差に対して違憲の判断が下された。まずは当該判決を概観し、若干の検討を行う。この判決は違憲の判断が下された判決であり、その点がとりわけクローズアップされ、憲法的な検討がなされているが、その後の労災等級表の改正を受け、さらには自賠責等級表にもその影響が波及している以上、交通事故損害賠償実務に対する影響を考えるうえで検討が必要と考えられるからである。

【事案の概要】

Xは、勤務先会社の作業場で金属の溶解作業中、炉の溶解物の表面に浮いてくる不純物を除去するために柄杓を炉に入れたところ、柄杓に水が付着していたため、これが高温の溶解物（溶解した金属材料）と接触した瞬間に水蒸気爆発が生じ、溶解物が吹き上がって飛散し、Xに降りかかって作業服が燃え上がるなどし、これによってXは火傷（熱傷）を負った。症状固定までに15回の手術を受け、右頬から顎部にかけて、頸部、胸部・腹部の全域、右背部、右上肢の肘関節以下、右下肢の膝関節以下等に瘢痕があり、現在も、特に夏には瘢痕の部位から汗が出ず、かゆみを伴う状態にある。

Xの upper limb および lower limb の醜状障害と露出面以外の醜状障害について準用第12級とし、これと外貌の著しい醜状障害（第12級の13）を併合して、障害等級第11級に該当すると認定した。

Xは、外貌醜状障害の等級につき、男女間に差を設けることは憲法14条1項にいう性別による差別的取り扱いに当たるとして、当該処分を取り消しを求めた。

【判旨】

①憲法判断の対象等については、男性のほとんど顔面全域にわたる瘢痕で人に嫌悪感を抱かせる程度には達しない外貌醜状についての男女格差が違憲かどうかにか該当するとした。

②合憲性の判断基準については、厚生労働大臣には障害等級表の策定等について比較的広範囲な裁量権が与えられている。そのような裁量権を考慮してもなお当該差別的取扱いが裁量判断の限界を超えている場合には、合理的理由のない差別として、同項に違反するものと解される。

③労働者災害補償は、使用者の帰責事由を要せず、被災労働者の過失にかかわらず、また、個別の損害の立証を要せず、定型的、定率的な損害のてん補がされるという性質を有し、被災者にどの程度の損失をてん補するかは、その時々の労働環境や労働市場等の動向などの経済的・社会的条件、国の財政事情等の不確定要素を総合考量した上での専門的技術的考察及びそれに基づいた政策的判断を要するという面がある。

④立証責任については、行政処分取消訴訟において、処分の適法性を立証する責任は、基本的に、処分をした行政庁の側にあると解され、国は、本件差別的取扱いの合憲性について立証しなければならないものとした。

⑤差別的取り扱いの根拠として、国は、外ぼうの醜状障害が第三者に対して与える嫌悪感、障害を負った本人が受ける精神的苦痛、これらによる就労機会の制約の程度について、男性に比べ女性の方が大きいという事実的・実質的な差異があると主張した。これにつき、労働力調査については、当該就業者が実際にしていた仕事とは異なり、女性が接客等の応対を要する職種に多く従事しているともいえないとし、産業別雇用者数の関係についても、サービス業全体についての女性の雇用者数の増加が男性よりも多いことが、接客等の応接を要する職種に女性が男性よりも多く従事していることの根拠となるとはいえないとした。

⑥国勢調査については、国勢調査の結果を分析すると、外ぼうの醜状障

害により損失でん補が必要であると一般的にいえるような職業について、女性雇用者数が総雇用者数に占める割合も、同職業小分類の雇用者数が男女の各雇用者総数に占める各割合も、男性に比べ女性の方が大きいということができ、採用する職業小分類に応じてその差の程度は区々であるということができ、国勢調査の結果は、事実的・実質的な差異の根拠になり得るとはいえるものの、その根拠としては顕著なものであるともいい難いとした。

⑦精神的苦痛自体の差異については、一般的に、女性の自己の外ぼうに対する関心が男性に比して高いということができ、外ぼうの醜状障害による精神的苦痛の程度について、男女の間に差異があるとの社会通念があることは否定しないが、外ぼうへの関心が低い人でも、男性であっても、実際に外ぼうに醜状障害を受けた場合に大きな精神的苦痛を感じることもあり得ると考えられ、外ぼうへの関心の有無・程度や男女の性別が、外ぼうの醜状障害による精神的苦痛の程度と強い相関関係に立っているとまではいえないとした。

⑧交通事故裁判例については、記述自体の合理的根拠は必ずしも明らかではなく、上記のような差異に関する社会通念の存在の強い根拠となるものとはいえないとした。

⑨まとめとして、本件差別的取り扱いについてその策定理由に根拠がないとはいえないとしたが、差別的取扱いの程度は、男女の性別によって著しい外ぼうの醜状障害について5級もの差があり、給付については、障害補償年金（7級）と障害補償一時金（12級）の違いがあること、性別というものが職業能力的条件と質的に大きく異なるものとはいいい難く、著しい外ぼうの醜状障害についてだけ、男女の性別によって大きな差が設けられていることの不合理性は著しいこと、統計的数値に基づく就労実態の差異のみで男女の差別的取扱いの合理性を十分に説明しきれるかどうかそれぞれ自体根拠が弱いこと、社会通念の根拠も必ずしも明確ではないことなどから、

本件差別的取扱いの程度については、上記策定理由との関連で著しく不合理なものであるといわざるを得ないとして、本件差別的取扱いの程度については、上記策定理由との関連で著しく不合理なものであるといわざるを得ないとした。

⑩なお、本件差別的取扱いは憲法14条1項に違反しているとしても、男女に差が設けられていること自体が直ちに違憲であるともいえないし、男女を同一の等級とするにせよ、異なった等級とするにせよ、外ぼうの醜状という障害の性質上、現在の障害等級表で定められている他の障害との比較から、第7級と第12級のいずれかが基準となるとも、その中間に基準を設定すべきであるとも、本件の証拠から直ちに判断することは困難であるとした。

【検討】

被告の国側が控訴を断念したため、本判決は確定した。控訴を断念したのは、①男女に差を設けていることについて行政裁量を認めつつも国に立証責任があるとし、立証責任を覆すに足る材料がないこと、②社会の変化ということも考えられること、③数十年間変えていなかったことにより、これを契機に見直しを図ることとしたのがその理由のようである⁶。

本判決の要点は、外貌醜状障害に対する男女格差自体は策定理由に理由がないとはいえないこと、外貌醜状障害全体を対象としながらも著しい醜状障害に関してしか判断をしていないこと、7級と12級とでは5級も差があり、しかも保険金の支給は一方が年金であるのに対し他方は一時金であること、本件の障害が何級に該当するのが妥当かについては言及を避けたことなどである⁷。

この判決の評価については、単なる外貌醜状障害に関する12級と14級との男女格差について判断しているかどうかにつき評価が分かれているが、どちらともとれる表現といえよう。なお、後述するように、自賠責等級表における外貌醜状障害に関する12級と14級との格差については、裁判所は

労災とは異なることを理由に違憲ではないと判断している⁹。本判決では少なくとも7級と12級との男女格差については違憲であるとの判断が下されたわけであり、行政府に対して当該部分の改正を求めるものであって、この部分の改正が必須であることに変わりはない。

ただ、本件で具体的に争われた後遺障害に関して何級に該当するかについて裁判所は判断をしていない。そもそも裁判において被害者の後遺障害の内容・程度が争われている場合、裁判所が後遺障害の内容・程度を評価して何級に該当するなどの判断をすることがあるが、これは民事損害賠償額算定の場合であって、本件でその判断していないということは、保険金給付が極めて行政裁量的な内容を有するものであることを踏まえた上で裁判所があえて判断を避け、いわば等級を見直した上で再度認定し直すべしとの判断を下したものと考えられる¹⁰。

本判決は、労災等級表に関する判断であり、直接自賠責等級表を対象にしたものではない。しかしながら、後述するように自賠責等級表が労災等級表と同じ内容（外貌醜状障害についても全く同一）を有していること、どちらも保険制度であることなどからすれば、自賠責等級表に関しても同様に違憲判決が出る可能性は非常に高いものと考えられる。

ただし、そもそも労災保険制度は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡等に対して必要な保険給付を行い、あわせて、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者とその遺族の援護、労働災害の防止等を目的とする社会復帰促進等事業を行う総合的な保険制度である。したがって、その内容は労働者の労働災害に対する生活保障的な、いわば福祉的な目的を有するのに対し、自賠責保険制度は、交通事故損害賠償において、被害者に対して最低限の損害賠償の保障を行うことを目的とするものであるから、被害者の生活全般の損害賠償を目的としている。したがって、その目的が異なっている点には注意が必要である。この点を強調するならば、自賠責等級表については著しい醜状障害の男女格差も違憲とはな

らない可能性もある。とりわけ保険金の給付につき、労災保険のように年金と一時金との区別がなく、自賠責保険給付は一律に一時金であり、年金給付が存在しないからである。

四 等級表改正

四—一 労災等級表改正

前述した労災等級表違憲判決を受け、厚生労働省は外貌醜状障害に関する男女格差を是正する改正を行った¹¹。今回労災等級表が改正されるまで、労災等級表における外貌醜状障害の男女格差は、昭和11年改正の工場法施行令第7条別表に外貌醜状障害が新設されて以来、70年以上も内容は改正されることなくそのままであった¹²。

今回の改正の内容は、著しい外貌醜状障害が男女ともに7級12号に、今まで女子の著しい外貌醜状障害であったものの一部（線状痕）を7級12号から新設した9級11号の2に該当するものとして格下げを行い男女ともに該当するものとし、単なる外貌醜状障害を男女ともに12級14号に該当するものとした。すなわち、著しい外貌醜状障害だけでなく単なる外貌醜状障害ともに男女格差をなくし、新たに9級11号の2を設けたのである¹³。なお、9級11号の2を新設したということは外貌醜状痕の評価がより細かくなったことを意味する。そもそも女子の著しい醜状障害については単なる醜状障害との格差が大きかったことからすれば、中間の等級が新設されることは遅すぎた感もある。

本来であれば、改正に当たり女子の7級をより下位の等級に引き下げることも可能であったが¹⁴、労災等級表改正委員会において、男女格差を設ける理由に乏しいことや、諸外国の事情、近時の事情などからともに7級とすることにし、単なる外貌醜状障害も男女ともに12級とすることにしたのである¹⁵。厚労省が男女とも著しい外貌醜状障害だけでなく単なる外貌醜状障害の場合をも男女同一に改正したことは、前記労災等級違憲判決の内容

をさらに進めたものであるといえる。

もとより、この改正については識者から望まれていた改正内容であり、昨今の事情からすれば歓迎されるべきものである。ただし、9級11号の2の新設については注意を要するとの意見もある¹⁶。この点は今後の運用状況を見るほかないが、昨今の医療技術の進歩など一定の理由に基づくものであり、致し方ないのではないかと思われる。

四—二 自賠責等級表改正

この労災等級表の改正を受け、国土交通省も自賠責等級表の見直しを行い¹⁷、労災等級表と同様の改正を行った¹⁸。これは、そもそも自賠責後遺障害等級表を策定するに際し、自賠責保険の取り扱いにおいては労災等級表に準拠して運用するとの規定を設け、労災等級表に準じるものとしたことに遡る¹⁹。これは自賠法制定当時既に存在していた労災等級表を用いることで利便性を図ったこと、労災等級表が既に社会的に受け入れられていたこと、どちらも被害者が被害を被っていること等がその理由であろうが、今回も労災の改正を受けて速やかに改正がなされたものである。

今回の改正においても労災等級表と同様の改正を行ったことは、上記準拠規定を根拠にしていることに他ならない。しかしながら、今日においては等級表の内容は等級番号こそ違うところもあるが内容は同一になっており、保険の対象・目的などが異なるにもかかわらず、内容が同一であるということには問題がなくもない。本来であれば、自賠責等級表はその目的に沿った内容に改正されるべきであるところ、そのような気配すらないといつてよい。

今回の自賠法等級表の改正内容は、労災等級表の改正と同様に著しい醜状障害が男女ともに7級12号に、今まで女子の著しい外貌醜状障害であったものの一部（線状痕）を7級12号から新設した9級16号に該当するものとして格下げを行い男女ともに該当するものとし、単なる醜状障害を男女

ともに12級14号に該当するものとした。すなわち、著しい醜状障害だけでなく単なる醜状障害ともに男女格差をなくし、新たに9級16号を設けたのである。

ここで注意をすべき点は、前述したように労災と自賠責とでは保険の目的・内容が異なるにもかかわらず同様の改正を行ったことである。すなわち、労災等級とは異なった改正内容にすることもできたにもかかわらず、国交省が同様の内容にしたということは何を意味するのか。いくら労災等級表に準拠すべきとの規定があるとはいえ、どちらも保険という点は共通しているものの、その目的は同一ではない。それにもかかわらず同一内容に改正をしたということは、当然そこには労災等級表改正時の議論が前提とされており、そこでの議論が当然含まれているものと考えざるを得ないことになる。第128回自動車損害賠償責任保険審議会の報告事項の資料では「厚生労働省における検討結果を踏まえ」となっているという文言は、そう解釈するのが妥当である。²⁰

五 外貌醜状に関する裁判例

五-一 名古屋地裁平成17年10月21日判決

京都地裁労災等級表違憲判決以前にも自賠責等級表における著しい醜状障害の男女格差自体の違憲性が争われたことがある。²¹この判決は、被害者による自賠責保険直接請求事件であり、自賠責等級表に基づく保険給付が争われている点がとりわけ重要である。

この裁判の争点は、事前認定において男子の単なる外貌醜状障害として12級13号に該当するとされた醜状障害（左右眉毛の間及び右頬部中央部の線状痕、左頬部の癍痕が人目につく程度以上、右頬部の線状痕が長さ5 cm以上）は7級に該当する、そして自賠責等級表の外貌醜状障害の男女格差は違憲であるとの二つである。

違憲の主張に当たり、被害者は、自賠責保険金の場合、女子7級・男子

12級の等級格差は保険金給付において約5倍もの差があるとし、また男性も女性同様におしゃれをするし、被害者はとくにおしゃれに関心があったから到底合理的な差別とはいえないとした。

これに対し、名古屋地裁は以下のように判示した。「自賠責保険における具体的な損害の算定及び保険金の支払については、被害者間の公平を図り大量の事案を迅速、妥当に処理し、早期の被害救済を図ることを目的として」おり、保険会社は国交大臣及び総理大臣が定める支払い基準に従って保険金を支払わなければならない、国交大臣及び総理大臣は「公平かつ迅速な支払い確保の必要性を勘案して支払い基準を定めなければならない」。自賠責保険では告示された支払い基準により、等級認定は労災等級表の基準に準じて行くとされ、労災等級表では外貌醜状障害について男女に格差を設けているが、これは「社会生活において醜状障害により受ける精神的苦痛を考慮し、女性のそれが男性に比較して大であるという社会通念に基づくものである」。「現在においても、一般的には、容姿に対する関心度について男性と女性の間に大きな差が存在し、これに伴い、社会生活において外貌醜状障害により受ける精神的苦痛について女性のそれが男性に比較して大であるという社会通念が存在することは否定できない」が、被害者「個人の事情もって前記外貌醜状に対する社会通念を覆すものであるとまでは」いえず、したがって、「被害者間の公平を図り、大量の事案を迅速妥当に処理し、早期の被害救済を図ることを目的とする自賠責保険における具体的な損害の算定においては、前記の男女間における社会通念に基づき、外貌醜状障害について男女間に等級や保険金額に差を設けることが直ちに許されない差別と解することはできない。」ゆえに、被害者の後遺障害を「第12級13号に該当すると認定した損害保険料率算定機構の認定には違法性はない。」

この判決の要点は、保険の目的及び画一的処理の必要性を理由に自賠責等級表の外貌醜状障害の男女格差を正面から合憲であるとの判断を下した

ことである。すなわち京都地裁労災等級表違憲判決以前において、裁判所の見解としては、保険金給付における自賠責保険等級表の外貌醜状障害の男女格差については基本的に合憲であると認めていたといえる。

このことからすれば、保険の画一的処理を重視する限り、前述の京都地裁判決の射程距離は著しい外貌醜状障害に関する規定のみが違憲であると考えるのが妥当であるということになろう。

五-二 秋田地裁平成22年11月24日判決²²

ところで、労災等級表が改正作業中の判決であるが、秋田地裁平成22年11月24日判決では自賠責等級表の単なる外貌醜状障害の男女格差が違憲かどうか争われた。この判決は交通事故損害賠償に際しての裁判所のスタンスをも確認する内容となっている点に注意すべきであろう。前述の名古屋地裁判決が自賠責保険給付に関して自賠責等級表の男女格差につき違憲の主張をしたのに対し、本判決では不法行為責任並びに運行供用者責任を追究するに際して自賠責等級表の男女格差を違憲と主張をしているからである。すなわち、裁判所が民事損害賠償の算定に際して、等級表をどのように考えているのかを正面から問題としているからである。

この判決では、右足関節痛の局部に頑固な神経症状が12級13号、前額中央の外貌醜状障害が同14級10号（当時の等級）、右上肢の醜状障害が14級4号、併合12級と判断された被害者（男性）が、前額中央の外貌醜状障害は女子と同じく12級に該当すべきであり、結果として併合11級に該当すると主張し、前記京都地裁判決を根拠に等級表の憲法違反性が争われた。

これに対し裁判所は、「労働能力の低下の程度に関して、後遺障害別等級表の等級毎の労働能力喪失率はあくまで参考にすぎず、被害者の職業、年齢、性別、後遺症の部位、程度、事故前後の稼働状況等を総合的に判断して具体的な事案に応じて評価されるのであり、後遺障害別等級表上の等級評価から演繹的に導き出されるものではない」とし、裁判実務上のスタ

ンスとしてはあくまで等級表は参考に過ぎず、同表記載の労働能力喪失率に拘束されるものではないと判断している。

京都地裁労災等級違憲判決の解釈については、「男女間で12級、7級と5級の開きがある著しい外貌醜状障害が問題となった事案である。しかも京都地裁違憲判決は、男女に差が設けられていること自体が直ちに違憲であるとはいえないとしつつ、上記5級の差は大きすぎるとして違憲としたものであって、本件で問題となっている14級と12級の2級の差については何ら言及するものではない」と判断して、その射程距離は著しい醜状障害にしか及ばないとしている。しかも「(なお、労災認定上の問題である点でも本件と事案に相違がある。)」とし、労災認定と自賠責認定とでは事情が違うことも指摘している。

さらに加えて、労災等級表の改正後に自賠責等級表が改正された場合について言及し、「今後、実際に労災障害等級表がそのように改正され、それに倣って、自賠法施行令の後遺障害別等級表も同様の改訂がされたとしても、前記に列挙した本件の個別事情からすれば、原告Aの労働能力の低下の程度については、上記のとおり認定するのが相当と思量されるのであって、労災障害等級表や後遺障害別等級表の今後の見直しは上記認定に影響するものではない」としている。

判決文の最後の部分については、「見直し」をしていること自体は判断に影響しないと解釈するのが素直な解釈であろう。だが、労災等級表が改正され、その後に自賠責等級表が改正されるという仮定の判断ではあるが、これは自賠責等級表が改正されてもそのことが直ちには程度認定に影響しないとする趣旨と考えられる。とくに「個別の事情から」という点を重視すれば、改訂されようがされまいが認定される程度には変わりがないと判断しているのであるから、この最後の部分は非常に重要であると思われる。というのも、本件では等級表の改正とは全く切り離して判断する旨を述べていることになるからである。無論、以前から等級表は参考に過ぎないと

いわれてはいるものの、現実にはかなりの部分判断に影響を与えていると考えられることからすれば、改めて明言していることの意義は大きいと思われる。すなわち、これを突き詰めると、等級表の改正により、現代の相場からいきなり上位の相場に移るということはこれまで損害賠償額認定の流れを一気に変更するものであり、これまでの流れを無視して安易な賠償額増額に結びつくとは考えられないということになるからである。

この裁判所のスタンスをあらためて確認した上で個々の損害費目について考察する。

六 外貌醜状障害による損害賠償と実務

六—一 保険金と損害賠償実務との差異

そもそも保険金支払いに関しては広く所管の行政庁の裁量が認められている²³こともあり、裁判所が関与する余地はさほど多くはないものと思われる。それに対し、裁判における損害賠償の判断にあつては、これと異なつて裁判官の裁量の範囲内のことであるから、自賠責保険改正の影響が直接及ぶものとはいえないことになる。ところが、現実には等級表に該当するかどうか、何級に認定されたかが裁判においても重要な意味を有している。

これは、等級表が長年用いられ広く普及していること、社会的に受け入れられているだけでなく被害者もこれを根拠にして訴訟を提起していること、実際にはまず自賠責保険金を請求するが、そのためには事前認定を受ける必要があるため、裁判の際には既に認定済みないしは判断済みであることがほとんどであること、裁判所自体には後遺障害の内容・程度を判断する専門の機関は存しないこと等がその理由として挙げられよう。

とくに被害者側からは、事前認定を受けているにもかかわらず裁判においても何級に該当するかを争うことがあり、損害賠償にあつては内容・程度を主張して裁判所の評価を受ければ済むだけであるのに、等級表に拘泥するというのは、この点からも等級表が広く一般に受け入れられているこ

とが伺われる。この傾向も裁判官が自然等級表に引きずられる一因となっているものと思われる。

これらのことを踏まえた上で、次では個別の損害賠償費目を検討する。

六―二 外貌醜状障害において問題となる損害費目

そもそも、労災保険であれ自賠責保険であれ、保険である以上、被害者間の公平を図り、大量の事案を迅速、妥当に処理し、早期の被害救済を図ることを目的としていることからすれば、ある程度大雑把で画一的な基準により処理されることはやむを得ないことであるといえる。したがって、労災保険並びに自賠責保険にあっては、保険金の支給に際しある程度の格差が生じることがそこには織り込み済みであると考えてよいだろう。

ところが、交通事故損害賠償にあっては、画一的に処理をするのではなく、被害者ごと個別に損害の算定を行うものであるから、ある意味画一的処理にはなじまないともいえる。被害者にはそれぞれ性別・年齢・職業など様々な違いがあり、全く同一の条件を有する被害者は他にはいないと言っても過言ではないからである。とはいえ、その反面、ほぼ同じ障害内容・程度・職種・年齢・性別であるにもかかわらず被害者により賠償額が極端に異なるというようなことは問題であり、法的安定性・妥当性の見地からは、同程度の障害内容であれば同程度の賠償額が被害者に認定されなければならないという要請もある。裁判所・裁判官により損害額の認定に差が大きい場合には裁判所自体に対する信頼も揺らぎかねないからである。これはいわゆる賠償額の基準化の問題でもある。

ところで、交通事故損害賠償の裁判例は公刊されているだけでも夥しい数の判決がある。これに公刊されていないものも含めれば相当数の数に上ることは想像に難くない。これら裁判例の積み重ねにより、今日損害賠償実務においては、いわゆる裁判における賠償額の基準（相場）が形成され²⁴ている。

外貌醜状障害はいわゆる人身損害に該当する。したがって、損害賠償に際して、被害者には、財産的な損害と非財産的な損害とが発生し、前者は治療費などの積極損害と休業損害などの消極損害、そして後者は慰謝料が発生していることになる。

一般的にいうと、積極損害については被害者が現実に支出した分を取り戻すものであることからあまり問題は生じないが、消極損害および慰謝料については評価が異なることもあり問題が生じることになる。外貌醜状障害においては、後遺障害逸失利益および後遺障害慰謝料について争いが生じることになる。

外貌醜状障害における後遺障害逸失利益および後遺障害慰謝料について検討するに際し、そもそも後遺障害逸失利益算定に際して本質は何かという点がまず問題となるが、これは実際の算定に多大な影響を及ぼす。逸失利益の本質論については、様々な立場があるが、判例の立場は差額説で実務も同様であるとされているところ、近時は判例も労働能力喪失説的な見解を採用しているといわれている。その結果として、どの学説を採っても現実の損害算定の結果にさほど変わりがないともいわれている。

周知のように、後遺障害逸失利益は、基本的に（被害者の収入 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応する中間利息控除係数）で算出する。ここでとりわけ問題となるのは、労働能力喪失率と労働能力喪失期間である²⁶。裁判に際しては、そもそも損害賠償額決定は裁判官の裁量権の範囲とされているから、それぞれ事案ごとに裁判官が個別に後遺障害の内容・程度を判断すればよいはずであるが、現実には自賠責等級表に記載されている労働能力喪失率が有力な資料となっているとされる²⁷。

外貌醜状に関しても自賠責等級表が参考となるのはいうまでもないが、現実的には機能障害の場合と異なり、等級表記載の喪失率が認められることは非常に少ない²⁹。また、そもそも女子の事例では広く逸失利益が肯定される傾向があり、男子の事例では否定されがちな傾向にあるといわれてい

³⁰る。今回の改正前の著しい女子の醜状障害における逸失利益につき11級程度³¹の喪失率（20%）が認められることが多いともいわれているように、比較の後遺障害等級表通りの労働能力が認められやすい後遺障害の中³²にあって外貌醜状障害は例外的であるといえよう。

鈴木判事は、講演において、外貌醜状障害にあっては、生活上の不利益にとどまらず対人関係円滑化に関する労働能力の喪失をもたらすものとして評価すべきであり、この点こそが醜状障害によって喪失する労働能力の実質であるから、対人関係円滑化に関する労働能力喪失には当然男女差があり、女子の方が客観的なダメージは大きいと考えられ、このことから醜状障害の内容が同一でかつ同職種の男女がいたとしても、逸失利益の肯否が異なることはあり得るとしており、その点では改正後も男女格差³³が存続することは十分予想できるといえよう。

そして、労働能力喪失期間については、等級表に基準はないため、もっぱら裁判官の裁量により決められる。逸失利益の本質に関する立場により考え方は異なるが、被害者の職種（とくに接客業など）を重視した場合には、その業種が続けられると考え得る期間ということになり、主婦などのような場合には67歳までの期間ということになる³⁴。

これらのことからすると、今回の改正が直接どの程度実務に影響を及ぼすかを判断するのは非常に難しい問題である。少なくとも、最低限出发点が異なり、被害者に有利であるのは間違いのないという見解にはうなずける³⁵ものがある。

思うに、等級が上方修正されたということは、少なくとも画一的に取り扱われる労災保険や自賠責保険でその等級に該当する程度・損害内容ならば、同等級に列挙されている他の障害内容と同程度の障害であると評価されたわけであるから、等級表自体の妥当性に疑問が投げかけられているとしても、基本的には交通事故損害賠償実務においてもその等級に見合った評価がなされるべきであろう。

とくに労災等級表の改正過程における議論を鑑みるならば、そしてそれに準拠している自賠法等級表についても、近時の状況等を十分踏まえていることもあり、男子の外貌醜状障害に対する評価が高くなっていることが認められていると考えられ、現時点においても、そしてこれから先にも当然のごとく社会的に受け入れられていくものであると思われる。

そうであるとするならば、これまでは女子は7級もしくは12級・男子は12級もしくは14級に見合った障害として評価されてきたが、今回見直されたことにより男子の醜状障害にあっても7級もしくは12級に見合った内容を有する障害であると考えべきであるから、新設された9級はひとまず置くとして、女子についてはこれまでとほぼ大差ない取り扱いということになるが、男子については女子と同程度の障害が残った場合には基本的に同程度の喪失率を認めるべきとの社会的なコンセンサスが認められたものと考えられるべきであろう。

したがって、損害賠償算定に際して、男子の外貌醜状障害の評価が上がり、以前に比べより逸失利益が認められやすくなり、さらには喪失率も高めに認められやすくなるのではないかと考えられる。無論、現実的には被害者個人の職種や地位などにより喪失率が異なることはいうまでもなく、個別具体的に損害額が異なるのは致し方ないことであろう。

次に後遺障害慰謝料であるが、周知のように後遺障害慰謝料も相場が形成されている。実務の指標たるいわゆる赤い本や青い本の最新版³⁶を参考にいうと、それぞれ、赤い本で7級は1000万円、12級は290万円、14級は110万円、青い本で7級は900～1100万円、12級は250～300万円、14級は90～120万円となっている。12級であったものが7級に該当するとなると、一気に約700万円増額されることになる。これは12級の3倍以上の金額である。一般に外貌醜状障害の損害賠償にあつては逸失利益が認められにくいことから、損害賠償額全体に占める後遺障害慰謝料額の割合は概して低くない。となると、改正前後で慰謝料額が激変することが社会的に受け入れられる

かは微妙であると思われる³⁷。

これは裁判官がどの程度等級表を参考にするか、換言するならば等級表に該当していることが直に等級表に該当する慰謝料を認めることに結びつくかにかかっているといえよう。

この点についても前述した逸失利益と同じように社会的なコンセンサスがあると認められるならば、等級に見合った慰謝料額を認定することが可能であると思われる。

また、容姿に対する苦痛に対しては女子の方が大きいことは否めないから、この点は慰謝料増額という形で適正な解決を図るべしとの主張がされている³⁸。慰謝料の損害賠償額調整機能を使うことにより、実質的に損害賠償額を底上げすることも可能であろう。

七 実務において予想される影響

外貌醜状障害による損害賠償実務において、とりわけ男子の外貌醜状障害による損害賠償の訴訟が増加し、請求額が以前よりも高額になることが予想される。これに対し、女子の外貌醜状障害による損害賠償ではほとんど変化はないように思われる。女子の場合には新規の9級16号に該当する場合が争いになるのではないかとと思われる。なお、9級16号については男子の場合も同様となろう。

前章では外貌醜状障害に対する逸失利益および後遺障害慰謝料算定に際し、社会的なコンセンサスがあるから等級表に沿った喪失率・金額が基本となるべきであると述べたが、それに付け加えると、男子による外貌醜状痕による逸失利益の請求が増加するということは、男子も外貌に対して関心があるということの裏付けとなり、男子よりも女子の方が容姿に対する関心が強いとの社会通念を覆すことにより近づくことになる。この社会通念が男女格差の一因である以上、いきおい醜状障害に対する賠償の評価も高くなるのではないかと考えられる。

男子の醜状障害による逸失利益の請求においては、今後（既にというべきであろう）当然に女子と同様等級表所定の喪失率を請求してくるものと思われる。この点においては、実のところこれまでの女子の場合と同様、等級表所定の喪失率が認められる場合はほとんど無く、良くて女子と同程度か若しくはそれよりやや下回った喪失率が認められることになるのではないかと思われる。これは、個々の事案を裁判所が個別に判断した結果であるが、概して対人関係円滑化の観点からすれば女子の方がよりダメージが大きいということに由来する。

ところで裁判以外の損害賠償実務への影響としては、とりわけADRに多大な影響を及ぼすのではないかと思われる。

ほとんどの場合においては被害者と保険会社との示談交渉で片がつくことになるが、示談交渉においては改正の影響はほとんどないと思われる。そもそも保険会社は自社の査定基準という形で金額の提示を行い、交渉段階でそれに若干金額を上乗せすることで被害者と示談を行うことがほとんどの場合であると考えられるからである。示談がまとまらない場合には、被害者は訴訟を提起するか相談機関を利用することになる。

この際、被害者が相談機関を利用する場合には様々な方法があるが、特に以下の二つの機関は単なる相談だけでなく斡旋なども行っている点で他の機関とは一線を画している。日弁連交通事故相談センター⁴⁰と（財）交通事故紛争処理センター⁴¹（以下、「センター」と略す）では、被害者（相談者）に対して斡旋を行っており、とりわけセンターでは裁定も行っている。この斡旋や裁定では裁判で認定される金額が参考とされており、したがって裁判の動向がダイレクトに損害賠償額に反映しているといえる。

この斡旋は任意保険会社と被害者との間で行うものであるが、男子の著しい外貌醜状の損害賠償額斡旋に際しては、とりわけ保険会社と被害者側との間で見解が相違し、斡旋が難しくなることも考えられる。保険会社側としては賠償額を低くしたいとの思惑があり、被害者側はより高くしたい

ため、とくに慰謝料額で折り合わないことが予想されるからである。そうなるすると、斡旋で折り合うにはいきおい下方修正せざるを得ないことになりそうである。

さらには、上記のようにセンターでは斡旋が不調の場合、裁判のような⁴²裁定を行うが、基本的に裁定では裁判基準に準じた金額が認められている。ここ10年間の裁定の趨勢をみてみると、後遺障害慰謝料に関しては、ほぼ相場の裁判基準を認定することが多いといえよう。⁴³これは醜状障害についても当てはまるといえる。思うに、男子の著しい外貌醜状障害が7級12号に該当するようになり、7級相当の100万円を認めるとなると、斡旋段階では下方修正された金額が提示されていた場合、被害者側としては裁定に持ち込むことが多くなると考えられる。斡旋の際の金額と裁定の際の金額とが余りにかけ離れていることは紛争を長引かせることにもなりかねないから、こちらも下方修正された金額が認められることになるのかも知れない。

とはいえ、前述したように裁判で等級表に該当する後遺障害慰謝料が認められたならば、保険会社側も納得するよりほかなく、問題は生じないとも考えられる。今後の裁定金額に注目したいと考える。

八 結 び

以上みてきたように、労災等級表醜状障害男女格差違憲判決に端を発し、労災等級表及び自賠責等級表における外貌醜状障害の男女格差が改正されたことにより、両等級表から男女格差はなくなった。とりわけ、自賠責後遺障害等級表は損害賠償訴訟において裁判の際に参考にされるものであり、さらには裁判の結果はADRの斡旋や裁定に影響を与えるものである。そこで、損害賠償実務にどの程度影響を与えるかを検討してきたのであるが、被害者救済という点で判急激な賠償額増額が望ましいのかもしれない。しかしながら、本稿では賠償額増額の可能性を指摘したものの、現実におい

では、保険ならいざ知らず損害賠償算定に際してはそれほど急激に賠償額が増加されることはなく徐々に増加し、また徐々に増加すべきものであると考える。これは等級表改正前後の事案においてあまりにも差が生じるのは被害者間の公平が著しく欠けることになるからである。

そろそろ改正された等級表が適用される事故に対する裁判例も公刊されてくる頃であり、まずは裁判所のスタンスが明らかにされてくることになる。これを受けて徐々に実務に対する影響も見られてくることになる。今後裁判例が積み重なり、大勢が決するまで成り行きに注目してゆきたいと考える。

追記

野口隆先生には、私が本年四月に奈良産業大学ビジネス学部へ赴任してすぐに経済経営学会の研究会にて報告する機会を与えて戴いた。その際に報告した内容が本稿のベースとなっている。報告の時よりもより検討を重ねたのであるが、未だ不十分の域を出ていない。このような未熟な拙稿を先生の退職記念号に捧げるのはいささか心苦しいが、少しでもそのご恩報いることができれば幸いである。

- 1 労判1010号11頁、判時2093号72頁、判タ1331号107頁、裁判所ウェブサイト、自保ジ1826号1頁。
- 2 「外貌醜状障害」の用語については、文献により「外貌」・「外ぼう」との表現が用いられているが、今回の改正において労災等級表、自賠責等級表ともに「外貌」に統一されていることから、判決文や文献の表題等で用いられている場合を除き、本稿では「外貌」に統一して用いることにする。
- 3 周知の通り、自賠法により付保が義務づけられている（自賠法5条）。
- 4 なお、自賠法に基づく損害賠償請求もまた人身損害に限られる。
- 5 労災後遺障害等級表の沿革については、椎木緑司「自動車事故損害賠償の理論と実務」（有斐閣・1979年）126～132頁が詳しい。障害補償制度全般については、「労災補償 障害認定必携 第12版」（（財）労働福祉共済会・2003年）15頁以

下が詳しい。

- 6 「2010年8月5日 第1回外ぼう醜状に係わる障害等級の見直しに関する専門検討会議事要旨」における事務局の発言。なお、委員からは、男女雇用均等法の目的の変化などによる影響があったのではないかとする意見もある。
- 7 本稿の主眼は憲法的な論点を取り扱うことではないので、必要な範囲のみ言及するにとどめる。なお、憲法的な評釈等については、中島宏「判例評釈」（法政論叢 第53号・2012年）64頁に列挙されている文献を参照。
- 8 12級と14級との男女格差については、合憲を前提にしているとする見解と、判断をしていないとする見解とに分かれるが、本件は事例判決として著しい外貌醜状についてのみ判断しただけで、12級と14級との格差については判断をしていないと考えるのが妥当ではなからうか。この点は後述。
- 9 五―二秋田地裁判決の節を参照。
- 10 この点について、前掲・注（7）中島「判例評釈」62頁は、判決から隠されたメッセージを読み取ることができるとし、そこには男子の醜状障害の等級を上方向修正すべしとの示唆が読み取れるのではないかとする。
- 11 改正の際の議論等の資料については以下でダウンロードできる。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000m79d.html>
- 12 当時の別表については、「労災補償 障害認定必携 第12版」（財団法人労働福祉共済会）28～36頁参照。
- 13 リーフレットは以下でダウンロードできる。<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/dl/110201-1a.pdf>
通達は以下でダウンロードできる。
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/dl/110201-1b.pdf>
- 14 労災等級表につき、醜状障害は等級に見合っていないという指摘もあった。
- 15 改正の経過については、以下のホームページの各資料参照。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000m79d.html>
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000tea9.html>
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000wvac.html>
- 16 谷原誠「外貌醜状に係わる労災の障害等級における男女差をめぐる京都地裁判決」（法律のひろば64巻3号・2011年）58頁。新規に等級表に該当する障害を増やしたのではなく、今まで女子の7級12号に該当していたものの一部が9級11号の2に該当することとなり、被害者の保険金額が減少することになるからである。
- 17 第128回自動車損害賠償責任保険審議会における検討段階の資料は以下でダウン

ロードできる。

http://www.fsa.go.jp/singi/singi_zidousya/siryou/20110114/06.pdf

- 18 http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk5_000007.html
<http://www.mlit.go.jp/common/000143195.pdf>
- 19 自賠責等級表の経緯については、前掲・注（5）椎木「自動車事故損害賠償の理論と実務」130頁以下が詳しい。
- 20 前掲・注（17）の資料には「自賠責保険における障害等級表は、表とその解釈、運用について、労災保険に準拠していることから、厚生労働省における検討結果を踏まえ、自賠責保険の等級表（政令）を改正する。」と記載されているから、明らかである。
- 21 名古屋地裁平成17年10月21日判決・平成17年（ワ）第683号自動車損害賠償法による請求事件（未公開）
- 22 裁判所Webサイトより。
- 23 本稿で取り扱っている裁判例を参照。
- 24 いわゆる「赤い本」や「青い本」などの算定基準である。
- 25 学説の詳細については、君山利男「系統判例シリーズ 交通事故損害賠償の判例と考え方 後遺障害による逸失利益、外貌醜状痕」（保険毎日新聞社・2002年）10～13頁、藤村和夫・山村嘉朗「新版 概説 交通事故賠償法」（日本評論社・2003年）157頁以下等を参照。
- 26 無論、基礎収入も問題となるが、基礎収入は被害者個人の地位・職種等で決まるものであり、後遺障害の内容・程度とは無関係であるから、本稿では除外する。
- 27 鈴木尚久「赤い本2011年版（下）」44頁。
- 28 たとえば、非該当とされた障害につき、非該当であるから逸失利益や慰謝料は認めないという裁判例もあり、等級表に該当するか否かでしか判断していないのではないと思われる裁判例も多々見かける。これは、非該当であっても3%の労働能力喪失を認めたり、慰謝料を認めたりする裁判例もたまにあることからすれば、そのような判示が妥当かどうかは疑問が残る。
- 29 そもそも自賠責等級表の元になった労災等級表は、主に肉体労働者を対象としており、労働能力の喪失はすなわち機能障害を対象にしたものである。外貌醜状による逸失利益に関しては、東京三弁護士会交通事故処理委員会『新しい交通賠償論の胎動』（ぎょうせい・2008年）93頁以下参照。とくに同書98～101頁は、平成14年以前の外貌醜状障害による裁判例の概略を表にしてあり、非常に参考となる。
- 30 前掲・注（25）鈴木「赤い本2011年版（下）」45頁。

- 31 前掲・注(16) 谷原「外貌醜状に係わる労災の障害等級における男女差をめぐ
る京都地裁判決」頁・なお、鈴木尚久裁判官による近時の裁判例の分析では、
大部分は10～35%までに分布しているとする。前掲・注(25) 鈴木「赤い本2011
年版(下)」42頁。
- 32 前掲・注(25) 鈴木「赤い本2011年版(下)」47頁は、女子の著しい醜状障害が
同等級の他の障害の半分以下の喪失率しか認められないのは、7級として飛び
抜けていることと、大まかな区分では吸収しきれないことが理由であるとする。
- 33 前掲・注(25) 鈴木「赤い本2011年版(下)」44頁。
- 34 前掲・注(25) 鈴木「赤い本2011年版(下)」46頁。
- 35 前掲・注(16) 谷原「外貌醜状に係わる労災の障害等級における男女差をめぐ
る京都地裁判決」59頁。事実上、従前よりも増額される可能性はあるとする。
なお、同論文は労災等級表改正後・自賠償改正作業中の論文である。
- 36 赤い本「民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準 2012年版」((財)日弁連交通事
故相談センター東京支部・2012年)、青い本「交通事故損害額算定基準 23訂版」
((財)日弁連交通事故相談センター東京支部・2012年)。
- 37 前掲・注(16) 谷原「外貌醜状に係わる労災の障害等級における男女差をめぐ
る京都地裁判決」59頁は、男性の外貌醜状の後遺症慰謝料が増額されるべきこ
とになるとする。
- 38 前掲・注(16) 谷原「外貌醜状に係わる労災の障害等級における男女差をめぐ
る京都地裁判決」59頁。
- 39 市町村の役所が行っている無料法律相談や弁護士会・司法書士会などの法律相
談等、無料で相談できる機関・機会も数多く存在する。
- 40 日弁連交通事故相談センターの詳細については以下のホームページを参照。
<http://www.n-tacc.or.jp/>
- 41 (財)交通事故紛争処理センターの詳細については以下のホームページを参照。
<http://www.jcstad.or.jp/>
- 42 裁定は、審査会において審査を行い、その結果として出されるものである。
<http://www.jcstad.or.jp/guidance/flow/step3.htm>
- 43 「交通事故民事裁判例集20～29集」(ぎょうせい・2003～2012年)